

## 田村市新規雇用企業等支援金交付事業のご案内

田村市では、雇用の低迷する中で産業構造の中核を担う中小企業及び新規雇用者等の対象雇用者を支援することを目的に支援金を交付します。

### 支援金

新規雇用者一人当たり **150,000** 円/年

### 企業の要件

- ① 市内に所在する中小企業基本法に規定する事業者  
(介護・福祉事業所を除く)
- ② 交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業者
- ③ 市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、講演、セミナー等に参加している事業者

### 雇用者の要件

- ① 申請年度の4月1日時点で30歳未満の方
- ② 申請年度の4月1日時点で雇用を開始してから3年未満の方
- ③ 交付申請日時点で9ヶ月以上継続して勤務している方
- ④ 交付申請日に退職及び離職していない方
- ⑤ 過去に対象雇用者となり本支援金の給付を受けた回数を通算で3回未満の方

## 田村市新規雇用企業等支援金交付事業のイメージ



## 事業者の皆さまへ（支援金交付の流れ）

- ①申請書（様式第1号）を令和9年1月15日までに、商工課へ提出してください。
- ②市が申請受付後、審査の上、交付決定通知を送付します。
- ③交付決定通知受理後、市へ請求書（様式第3号）を提出してください。
- ④市で請求書を受理し、審査の上、支援金を指定口座へ振り込みます。
- ⑤支援金を各従業者へ交付し、給付確認書（様式第4号の2）を添えて実績報告書（様式第4号）を商工課へ提出してください。

## Q & A

Q1 申請年度の9ヶ月以上の継続勤務期間とは？

A1 交付申請年度の4月1日から給付申請を行うまでに9ヶ月以上継続して勤務していることが要件となります。

Q2 支援金が振り込まれた後に、対象とならない従業者がいたことがわかりました。どのような手続きが必要ですか？

A2 実績報告書（様式第4号）に必要事項を記載し、商工課に提出して下さい。差額分の納付書を送付しますので、返金して下さい。

Q3 勤務形態に条件はありますか？

A3 常勤の雇用形態（社会保険加入）となります。

Q4 この事業は来年度もありますか？

A4 3年間の継続事業です。  
（令和8年度から令和10年度まで）

Q5 企業支援を目的とする講習、講演、セミナーはどのようなものが対象となりますか？

A5 国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とする講習、講演、セミナーです。（例：企業内で行う研修会や国や県、田村市や商工会で開催される各種セミナーや講演など）

Q6 申請用紙などの様式はどこにありますか？

A6 商工課窓口に備付けてあります。  
また、市ホームページよりダウンロードすることも出来ます。